

【資料 1】

第 5 期障がい者計画中間見直しについて

- ① 第 5 期障がい者計画の進捗状況について
．．．資料 1－1

- ② 障がい当事者・家族団体からの意見について
．．．資料 1－2

- ③ 第 5 期障がい者計画の中間見直しの基本方針について
．．．資料 1－3

第 5 期障がい者計画の進捗状況について

1 第 5 期熊本県障がい者計画について

■ 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 2 項の規定に基づく、県における「障害者のための施策に関する基本的な計画」です。

熊本県のこれからの障がい者施策の基本的な考え方や具体的な取組み、達成すべき目標等を明らかにし、熊本県障がい福祉計画（※）と一体となって、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

- ※ 障がい福祉計画：障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する計画。障害者総合支援法第 89 条第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービスの必要な見込み量を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するために策定している。
国が定める基本指針（厚生労働省告示）により計画期間が 3 年間と定められ、現計画の期間は平成 27 年度から平成 29 年度までとなっている。

(2) 計画の期間

平成 27 年度～平成 32 年度（6 年間）

障がい福祉計画（3 年間）と一体となって施策を推進する必要があることから、両計画の見直しのタイミングを合わせるために 6 年間としています。

H27～H29	H30～H32
第 5 期障がい者計画 (6 年間)	
第 4 期障がい福祉計画 (3 年間)	第 5 期障がい福祉計画 (3 年間)

■ 計画の基本的な考え方

(1) 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

第 4 期計画策定後、国において集中的に進められた障がい者制度改革や第 3 次障害者基本計画の策定、障害者権利条約の批准等の動向や、県においても法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定したことを踏まえ、条例の前文で掲げる「共生社会の実現」を目指す姿に掲げ、その実現に向けた取組みを総合的に推進することとします。

(2) 基本理念

第5期計画の目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第4期計画の考え方を継承し、次の3つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

「目指す姿」で掲げる、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を県民みんなで築いていきます。

なお、「ともに生きる」という概念は、第3期計画（平成15年度から平成22年度まで）及び第4期計画（平成23年度から平成26年度まで）から継承される基本理念です。

自らの選択・決定・参画の実現

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人一人一人が主体的に、自らの選択により、意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、施策の充実を図っていきます。

また、障がいのある人の自己選択・意思決定・社会参画が可能になるよう、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労等の関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。

安心していきいきと生活できる環境づくり

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人を取り巻く物理的な障壁や、障がいのある人に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図っていきます。

(3) 重点化の視点

(2) で掲げた3つの基本理念のもと、「共生社会の実現」に向けて、第5期計画期間内に重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点化の視点」として掲げ、それぞれの視点から分野別施策の取組みの充実を図ります。

第4期計画の成果や課題を踏まえ、次の4つの視点から分野別施策を推進していきます

県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の権利を擁護する取組みや、障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める取組みを進めます。

地域生活への移行支援・地域生活支援

施設入所者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行います。

また、障がいのある人が地域生活を安心して続けられるよう、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、支援体制の充実を図ります。

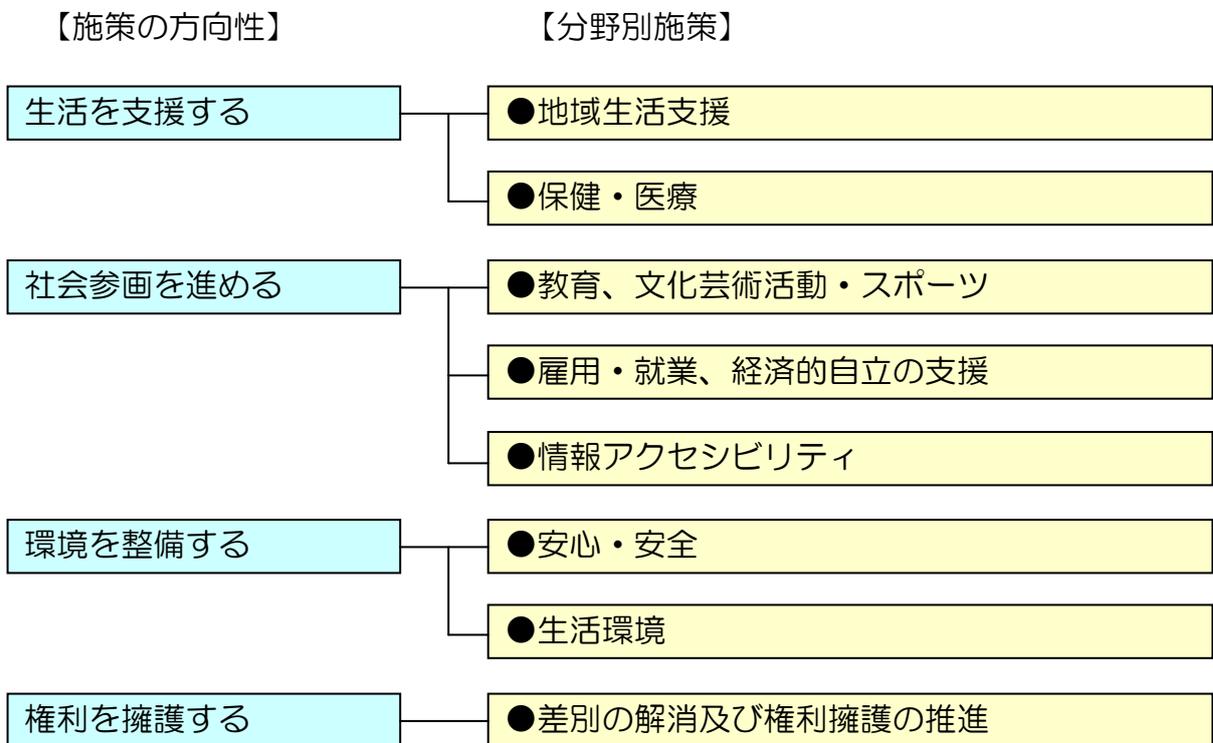
家族に対する支援

障がいのある人を身近で支える家族の負担を軽減するため、レスパイト・ケアの充実を図ります。

障がい特性に配慮した支援

新たに障害福祉サービスの対象となった難病や、新たな対応が必要である障がい(発達障がい、重症心身障がい、強度行動障がい等)など、障がいの特性に配慮した支援の充実を図ります。

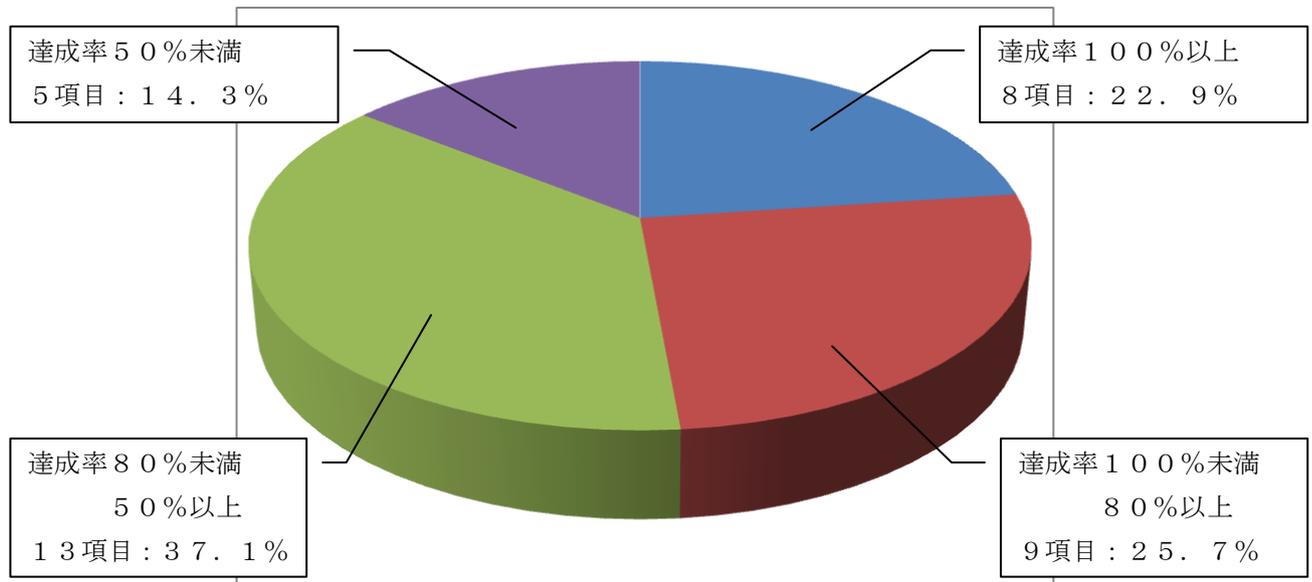
(4) 分野別施策



2 第5期熊本県障がい者計画の進捗状況

第5期計画の計画期間（平成27年度～平成32年度）の平成28年度末現在における数値目標の達成状況は、次のとおりです。

■ 第5期計画の数値目標（35項目）の達成状況（表1）



<表の見方>

- ・ 6年間の計画のうち、2年経過時点（平成28年度末）の達成状況です。
- ・ 目標達成年度は、項目ごとに異なります。
- ・ 達成率が100%を越えている目標や、目標達成年度が平成32年度末以前になっている目標等については、新たな目標設定を検討する必要があります。

■ 達成率が100%以上の数値目標（表2）

※平成28年度末時点の数字が未確定の項目は、平成27年度末時点の数値を記載しています。（*印の項目。表3～5も同様。）

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
8	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	人数	81	332	150.9%	220
11	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	人数	—	193	107.2%	180 (H29年度末)
12	障がいの受入れ歯科医療機関(病院・診療所)の数	か所	184	276	130.2%	212 (H29年度末)
13	高等学校における個別の教育支援計画作成率	%	23.1	69.3	115.5%	60.0 (H30年度末)
18	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間 人数	155	230	110.0%	209 (H29年度末)
28	ハートフルバス制度の協力施設数	施設	1,600	2,063	108.6%	1,900 (H28年度末)
29	地域の縁がわ か所数	か所	443	542	108.4%	500 (H27年度末)
34	乗合バスのうちノンステップバスの割合*	%	15.7	32.1	107.0%	30.0

■達成率が100%未満80%以上の数値目標（表3）

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	60.2 (H24年度末)	59.6	93.1%	64.0 (H29年度末)
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.1 (H24年度末)	89	97.8%	91.0 (H29年度末)
10	医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の数	か所	7(5圏域)	12(9圏域)	81.8%	各圏域(11圏域) に1か所以上
19	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率	%	77.2	82.1	98.9%	83.0
21	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	13,924	88.1%	15,800 (H29年度末)
22	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	人数	1,347	1,395	91.7%	1,522
30	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	86.5	86.5%	100
31	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,946	2,649	80.3%	3,300
33	県が管理する道路のうち、歩道整備計画における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	64.2	76	84.4%	90.0

■達成率が80%未満50%以上の数値目標（表4）

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
5	入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数の削減率	%	2.0	14.0	77.8%	18.0 (H29年度末)
6	就労移行支援事業の利用者数	人数	486	397	51.0%	778 (H29年度末)
7	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合*	%	30.2	33.9	67.8%	50.0 (H29年度末)
9	ペアレントメンター登録者数	人数	24	38	76.0%	50
14	教員の特別支援教育に関する研修受講率*	%	70.0	70.4	70.4%	100
16	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,950	1,894	71.5%	2,650
17	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	208	215	75.2%	286
23	手話奉仕員養成研修修了者数	人数	551	746	62.8%	1,188
25	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	人数	38	67	62.0%	108
26	避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	—	25	55.6%	45
27	移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	人数	4,631	4,136	63.5%	6,516
32	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	22.5	25.5	63.8%	40.0
35	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	37.9	39.5	79.0%	50.0

■達成率が50%未満の数値目標（表5）

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数*	累計 人数	—	59	19.8%	298 (H29年度末)
2	福祉施設入所者数の減少数	人数	—	24	20.0%	120 (H29年度末)
15	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	2,041	233	10.6%	2,200
20	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	56.9	32.7	46.7%	70 (H29年度末)
24	要約筆記者養成研修修了者数	人数	18	48	41.4%	116

(2) 分野別施策ごとの実施状況

第5期計画の分野別施策ごとの数値目標の達成状況及び施策を構成する主な事業は、次のとおりです。

施策分野①

地域生活支援

施策の概要

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図る。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図る。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域生活支援の充実を図る。

(1) 地域移行・地域定着

- ① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援
- ② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援
- ③ 地域生活支援拠点の整備等
- ④ グループホームの整備

(2) 日常生活

- ① 訪問系サービスの充実
- ② 日中活動系サービスの充実
- ③ 日中一時支援事業の充実
- ④ 日常生活用具の給付

(3) 相談支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 相談支援専門員の養成
- ③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成
- ④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

(4) サービス提供体制

- ① サービスを提供する人材の確保
- ② サービス管理責任者等の養成及び資質向上
- ③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上
- ④ サービスの質を高める取組みの促進

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

- ① 発達障がい者支援センター等による総合的な支援
- ② 発達障がいについての医療体制の整備
- ③ 発達障がい児(者)の家族への支援の充実
- ④ 重症心身障がい児(者)への支援
- ⑤ 重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実

- ⑥ 強度行動障がいのある人への対応
- ⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援
- ⑧ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供
- ⑨ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援
- ⑩ 地域生活定着支援センターによる支援

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数*	累計 人数	—	59	59	19.8%	298 (H29年度末)
2	福祉施設入所者数の減少数	人数	—	13	24	20.0%	120 (H29年度末)
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	60.2 (H24年度末)	56.9	59.6	93.1%	64.0 (H29年度末)
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.1 (H24年度末)	87.9	89	97.8%	91.0 (H29年度末)
5	入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数の削減率	%	2.0	6.4	14	77.8%	18.0 (H29年度末)
6	就労移行支援事業の利用者数	人数	486	469	397	51.0%	778 (H29年度末)
7	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合*	%	30.2	33.9	33.9	67.8%	50.0 (H29年度末)
8	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	人数	81	230	332	150.9%	220
9	ペアレントメンター登録者数	人数	24	38	38	76.0%	50
10	医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所の数	か所	7(5圏域)	11(9圏域)	12(9圏域)	81.8%	各圏域(11圏域) に1か所以上
11	強度行動障がい支援者養成研修修了者数	人数	—	103	193	107.2%	180 (H29年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
精神障がい者地域移行支援事業	精神障がい者の地域移行（精神科病院入院者の退院）の促進に向けて、精神科病院の退院後生活環境相談員等への研修を行う。	411 障がい者支援課
障がい者福祉施設整備費補助事業	社会福祉法人等に対し、日中活動系事業所やグループホーム等の創設、障害者支援施設等の改築及び大規模修繕等の経費について助成する。	409,777 障がい者支援課
障害福祉サービス費等負担事業	障害福祉サービス等の利用に対して、市町村が支給する障害福祉サービス費等の1/4を負担する。	9,688,668 障がい者支援課
障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業	障害児入所給付費又は措置委託費等を障害児入所施設に支給する。また、市町村が支給する障害児通所給付費等の1/4を負担する。	1,898,228 障がい者支援課
相談支援従事者研修事業	相談支援事業所において障がい者からの各種相談に応じる相談支援専門員に対する研修を実施する。	481 障がい者支援課
自立支援協議会設置運営経費	本県の相談支援体制のあり方に関する検討を行うため、障害者総合支援法の規定に基づき熊本県自立支援協議会を運営する。	470 障がい者支援課
民生委員費（指導訓練研修）	民生委員法に基づき、民生委員・児童委員の役割等について認識を深めるために各種研修を実施する。	2,343 社会福祉課
身体障がい者相談員活動強化事業	身体障がい者相談員に対し、具体的な事例を用いた研修を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。	250 障がい者支援課

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
知的障がい者相談員活動強化事業	知的障がい者相談員に対し、具体的な事例を用いた研修を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。	116 障がい者支援課
サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者を養成するための研修会における指導者を育成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修へ派遣する。	740 障がい者支援課
障害程度区分認定調査員等研修事業	客観的かつ公平公正な障害支援区分認定が行われるよう障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員及び医師研修を行う。	434 障がい者支援課
ナースセンター事業	ナースセンター相談員の出張相談、看護職員の離職届出制度の運用等を行うとともに、県内潜在看護職員の掘り起こし及び再就業支援のための研修会を実施し、未就業者の就業促進と、医療機関等の看護職員不足解消を図る。	36,316 医療政策課
福祉サービス第三者評価推進事業	第三者評価機関の認証、評価基準の策定、評価結果の公表、評価調査者養成研修、評価事業の情報提供、普及啓発、苦情への対応等を行う。	2,299 社会福祉課
発達障がい者支援医療体制整備事業	身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮等を図る。	15,013 障がい者支援課
発達障がい者支援センター事業	県内2か所に発達障がい者支援センターを設置し、発達障がいのある障がい児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。	54,265 障がい者支援課
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい者支援体制整備検討委員会等を設置して県の課題や施策の検討を行うとともに、発達障がい地域支援体制サポート事業及びペアレントメンター養成研修等事業を行う。	10,280 障がい者支援課
発達障がい児早期発見・早期支援事業	発達障がい児の早期発見・早期支援に取り組めるよう作成した支援者向けマニュアルや保護者向け手引書の活用を推進するとともに、乳幼児期に関わる保健師、保育士や幼稚園教諭等に対し、資質向上のための研修会を行う。	735 子ども未来課
重度障がい者居宅生活支援事業	在宅で重度障がい児(者)の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、訪問介護従事者の研修を行うほか、医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する。	12,992 障がい者支援課
強度行動障がい支援者養成研修事業	自傷、他害等生活環境への著しい不適応行動をを示す強度行動障がい児(者)に対して、適切な支援を行うことのできるよう施設職員への研修を行う。	1,408 障がい者支援課
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害支援センターを熊大医学部附属病院内に設置し、高次脳機能障がい者本人や家族等からの相談対応や、研修等を行う。	4,318 障がい者支援課
難病患者地域支援対策推進事業	保健所において、難病患者が適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談や医療相談等のほか、難病対策地域協議会の開催等を行う。	2,922 健康づくり推進課
難病相談・支援センター事業	難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の向上を図るため、日常生活の相談に関する対応や、就労支援、講演会等を行う。	10,955 健康づくり推進課
矯正施設等退所者社会復帰支援事業	「地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障がいを有する矯正施設等退所予定者が、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるよう、司法と連携して社会復帰支援を行う。	19,252 社会福祉課
かかりつけ医等発達障がい対応向上研修事業	かかりつけ医(小児科等)を対象に発達障がい対応力向上のための研修を行う。	1,028 障がい者支援課

施策分野②

保健・医療

施策の概要

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図る。
- 精神障がいのある人が地域生活を送るうえで重要な救急医療体制の充実を図るとともに、精神保健福祉に関する中核機関である精神保健福祉センターによる取り組みの充実を図る。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図る。

（１）療育

- ① 地域療育体制の充実
- ② 早期発見・早期支援の推進（１次圏域）
- ③ 児童発達支援センター等による支援（２次圏域）
- ④ こども総合療育センターにおける療育支援（３次圏域）

（２）精神保健医療

- ① 精神科救急医療体制の充実
- ② 精神保健福祉センターの機能充実

（３）保健・医療

- ① 自立支援医療費の給付
- ② 重度心身障がい児（者）医療費の助成
- ③ 障がい児（者）の歯科保健医療提供体制の整備

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
12	障がい者の受入れ歯科医療機関(病院・診療所)の数	か所	184	275	276	130.2%	212 (H29年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円)
		担当課
地域療育総合推進事業	地域療育ネットワークの構築、地域療育センター運営補助、難聴児及び発達障がい児への療育支援を行う。	20,066
		障がい者支援課
健やか母子支援事業 (すこやか育児相談)	発育・発達に何らかの問題を抱える児を早期発見し、保護者の悩みを軽減できるよう、こども総合療育センタースタッフによる巡回相談等を行う。	2,362
		子ども未来課
精神科救急医療体制整備事業	精神科病院の輪番制による夜間又は休日における診療体制の整備や精神科救急情報センターの運営、身体合併症患者の夜間又は休日における受入体制の確保を行う。	28,660
		障がい者支援課

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
地域自殺対策強化交付金事業	自殺予防週間等における街頭キャンペーンや自殺対策に取り組む市町村及び民間団体に対する助成、自殺予防に携わる人材育成のための研修等を行う。	40,567 障がい者支援課
地域自殺対策推進センター運営事業	自殺対策連絡協議会の開催など地域自殺対策推進センターの設置・運営を行う。	1,928 障がい者支援課
ひきこもり対策推進事業	精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもりの本人や家族等への相談支援や普及啓発などの対策を総合的に行う。	6,000 障がい者支援課
更生医療費	身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。	797,065 障がい者支援課
精神通院医療費	精神障がい者が精神科病院等を受診したときに要した費用の一部を、自立支援医療費として負担する。	1,819,633 障がい者支援課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい児（者）の医療費助成事業を実施する市町村に対して助成する。	1,510,145 障がい者支援課
歯科保健医療提供体制整備	障がい者に対する歯科診療を行う口腔保健センターの運営費に対して助成する。	1,543 医療政策課

施策分野③

教育、文化芸術活動・スポーツ

施策の概要

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図る。
- 障がいのある子どももない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組みを推進する。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取組みを推進する。

（１）教育における支援体制

- ① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実
- ② キャリア教育の充実
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実
- ④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援
- ⑤ 段階的支援体制の充実

（２）教員等の専門性向上

- ① 教員の専門性向上
- ② 放課後児童支援員の配置の支援

（３）インクルーシブ教育システム

- ① インクルーシブ教育システムの構築

（４）教育環境整備

- ① 県立特別支援学校の教育環境整備

（５）文化芸術・スポーツ

- ① 文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進
- ② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
13	高等学校における個別的教育支援計画作成率	%	23.1	75.6	69.3	115.5%	60.0 (H30年度末)
14	教員の特別支援教育に関する研修受講率*	%	70.0	70.4	70.4	70.4%	100
15	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	2,041	1,946	233	10.6%	2,200

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
特別支援教育総合推進事業	広域特別支援連携協議会や地域特別支援連携協議会の開催や、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、教職員等への研修を行う。	2,245 特別支援教育課
ほほえみスクールライフ支援事業	医療的ケアが必要な児童生徒に対し、特別支援学校に看護師を配置するとともに、人工呼吸器を装着している児童生徒に対し、看護師を派遣する事業所への助成を行う。	45,035 特別支援教育課
特別支援学校キャリアサポート事業	キャリアサポーター3人を配置し、多様な分野における求人開拓を推進するとともに、生徒への就職指導や就職後の定着指導を行う。	6,959 特別支援教育課
放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を対象に認定資格研修等を行う。	3,868 子ども未来課
教職員研修事業	特別支援学級及び通級指導教室担当者への研修や小中学校の通常の学級及び高等学校の教員への研修を行う。	3,652 特別支援教育課
特別支援教育環境整備事業	東部支援学校（仮称）の新設に向けた設計及び工事、県南高等支援学校（仮称）の新設に向けた地質調査及び設計を行う。	1,234,713 特別支援教育課
くまもと障がい者スポーツ大会	スポーツを通して障がいのある人の社会参加を促進し、障がいのある人への県民の理解を深めるためにスポーツ大会を開催する。	4,065 障がい者支援課
全国障害者スポーツ大会熊本県選手団派遣	障がい者の自立及び社会参加の推進に寄与することを目的として、全国大会に熊本県選手団を派遣する。	13,506 障がい者支援課
地域精神障がい者スポレク大会	スポーツとレクリエーションを通じて、精神障がいのある人の社会参加を促進し、精神障がいのある人への県民の理解を深めるためにスポーツ大会を開催する。	1,959 障がい者支援課
障がい者芸術・文化推進事業	障がいや障がいのある人への県民の理解を深めるための啓発イベントを、県や関係団体等で組織する実行委員会により開催する。	2,526 障がい者支援課
精神障がい者作品展	精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示し、精神障がいのある人への理解を深め、精神障がいのある人の社会参加の促進を図る。	177 障がい者支援課
2020東京パラリンピック選手育成・強化事業	2020年の東京パラリンピックに向け、出場の可能性が高い県選手を集中的に育成・強化することで、同大会への出場者を生み出し、障がい者の社会参加促進を図る。	12,000 障がい者支援課

施策分野④

雇用・就業、経済的自立の支援

施策の概要

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組みを強化する。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進める。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組む。
- 工賃水準の向上のための取組みとして、国の機関や市町村との連携のもと、全県的に障害者就労施設等からの優先調達を推進する。

(1) 雇用促進

- ① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化
- ② 総合的な就労支援体制の構築
- ③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

(2) 職業能力開発

- ① 職業準備訓練の実施
- ② 職業訓練の充実
- ③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

(3) 多様な就労支援

- ① 福祉と農業の連携による就労支援

(4) 工賃向上

- ① 工賃水準の向上に向けた取組みの推進
- ② 共同受発注システムの活用促進
- ③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

(5) 所得保障

- ① 年金制度・各種手当制度の周知

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
16	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,950	2,159	1,894	71.5%	2,650
17	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	208	235	215	75.2%	286
18	一般就労に移行した福祉施設利用者数	年間 人数	155	204	230	110.0%	209 (H29年度末)
19	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率	%	77.2	81.0	82.1	98.9%	83.0
20	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	56.9	45.2	32.7	46.7%	70 (H29年度末)
21	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	13,886	13,924	88.1%	15,800 (H29年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
委託訓練事業	熊本ソフトウェア株式会社に委託している身体障がい者を対象とした訓練を行う。	9,469 労働雇用創生課
障害者就業・生活支援センター事業	「障害者就業・生活支援センター」を設置し、障がい者の就業のための相談・助言、事業所の開拓、職場訓練のあっせん等とこれに伴う生活面の支援を行う。	36,718 労働雇用創生課
若年性認知症対策事業	市町村や関係団体と連携して、障がい福祉事業所等において、適切な対応ができるよう、若年性認知症への理解を促進する。	5,189 認知症対策・地域ケア推進課
認知症家族支援体制強化事業	認知症の相談窓口配置している「若年性認知症支援コーディネーター」が関係機関と連携し、企業での就労継続、障がい福祉事業所等での受入れ等の促進を図る。	4,459 認知症対策・地域ケア推進課
「熊本モデル」若年性認知症対応力向上支援事業	介護事業所等における若年性認知症の方を対象とした社会参画等に向けた対応プログラムの開発、受入れを促進する。	3,675 認知症対策・地域ケア推進課
障がい者職業能力開発事業	民間教育訓練機関等を活用した身体、知的及び精神障がい者等を対象とした訓練を行う。	32,065 労働雇用創生課
障がい者雇用優良事業所等知事表彰	障がい者雇用優良事業所や優秀勤労障がい者に対して、その功績を称えて表彰を行う。	51 労働雇用創生課
中山間地域サポート推進事業	中山間地域における農地等の有する多面的機能を発揮するための住民活動と保全活動のうち、農業と福祉が連携した活動について支援を行う。	5,000 むらづくり課
工賃向上計画支援事業	熊本県工賃向上3か年計画に基づき、商品力向上、販路拡大等の各事業所の自主的な取組みへの支援、官公需発注の拡大等を行う。	7,883 障がい者支援課
障がい者在宅就業支援体制構築モデル事業	在宅障がい者の就労支援を行う民間団体への補助金の拠出を通じて、インターネット等の情報通信技術を活用して、障がい者の在宅就業支援体制の構築に向けたモデル事業を実施し、障がい者の在宅就労を促進する。	5,024 障がい者支援課
法施行事務費(障がい保健福祉ホームページ管理保守業務委託)	特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当等の各種手当や心身障害者扶養共済について周知する。	350 障がい者支援課
法施行事務費(障がい福祉のしおり作成)	障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について周知する。	695 障がい者支援課

施策分野⑤

情報アクセシビリティ

施策の概要

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進する。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカード等の普及を図る。

(1) 情報バリアフリー

- ① 分かりやすい広報の推進
- ② 障がい特性に応じた情報の提供

(2) コミュニケーション支援

- ① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保
- ② 意思疎通支援事業の推進
- ③ 情報通信技術等の活用促進
- ④ 日常生活用具等の給付
- ⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
22	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	人数	1,347	1,395	1,395	91.7%	1,522
23	手話奉仕員養成研修修了者数	人数	551	644	746	62.8%	1,188
24	要約筆者養成研修修了者数	人数	18	42	48	41.4%	116
25	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	人数	38	57	67	62.0%	108

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円)
		担当課
やさしくまもとづくり広報事業	視覚・聴覚に障がいのある人が県政への参加と理解を図ることを目的に、県政広報誌の点字版とデージー版の作成や、県政テレビ番組の字幕挿入を行う。	5,225
		広報グループ
聴覚障がい生活情報・コミュニケーション改善事業	手話・字幕付ビデオによる生活情報の提供、情報誌の発行、FAXによるポータルサービス等により聴覚障がい者へのコミュニケーション支援を行う。	199
		障がい者支援課
字幕映像ライブラリー事業	字幕又は手話を挿入したDVD等の制作・貸出しを行う。	355
		障がい者支援課
点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人連合会が提供する毎日の新しい新聞情報等を、インターネットを利用して受け取り、希望する地域の視覚障がい者へ点字物や音声等により提供する。	700
		障がい者支援課

事業名	事業内容	H29予算額 (千円)
		担当課
点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業	点訳・朗読（音訳）奉仕員として登録された者の専門的技能等の向上を図る現任研修を実施する。	174 障がい者支援課
手話通訳設置事業	県庁及び県出先機関において手話通訳が必要な人のニーズに応じるため、熊本県聴覚障害者総合福祉センターに手話通訳者を設置する。	2,027 障がい者支援課
手話通訳者養成事業	手話に必要な手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する。	575 障がい者支援課
手話通訳者養成ステップアップ研修事業	手話通訳者として登録された者を対象に、手話通訳者の資格取得に向けた養成研修を実施する。	128 障がい者支援課
要約筆記者養成事業	要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。	388 障がい者支援課
要約筆記者養成ステップアップ研修事業	要約筆記奉仕員として登録された者等を対象に、要約筆記者の資格取得に向けた養成研修を実施する。全国統一要約筆記者認定試験に向けた専門研修を実施する。	236 障がい者支援課
盲ろう者通訳・介助員養成事業	訪問介護員や障がい者支援施設職員等で盲ろう者の通訳、介助を申し出た者の中から、盲ろう者通訳・介助員の養成を行う。	230 障がい者支援課
盲ろう者通訳・介助員養成促進事業	盲ろう者通訳・介助員養成事業により研修を受講した者に対し、技能等の向上を図る現任研修などを行う。	57 障がい者支援課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣する。	930 障がい者支援課
視覚障がい者生活訓練事業	視覚障がいのある人に対して、日常生活を営むうえで必要とされる能力についての訓練活動を実施する。	397 障がい者支援課
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者に対する発声訓練に携わる指導者を養成する。	38 障がい者支援課
コミュニケーション推進事業	県内の企業・団体等が主催する大会等への意思疎通支援者の派遣や市町村域を越える広域的な障害者団体の会議等に、意思疎通支援者を派遣などを行う。	466 障がい者支援課
コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業	適切に意思疎通支援者の派遣が行われるよう、派遣コーディネートに従事する者の業務の向上を図るための研修を行う。	46 障がい者支援課
聴覚障がい児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある難聴児の補聴器購入費について助成する市町村に対して助成する。	952 障がい者支援課
要約筆記者指導者養成事業	要約筆記者指導者養成研修の参加に係る交通費及び宿泊費の補助を行う。	56 障がい者支援課
視覚障がい者歩行訓練指導等事業	歩行訓練の指導ができる者を養成し、視覚障がいのある人に対して歩行訓練を行う。	3,904 障がい者支援課
点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業	点訳・朗読（音訳）に必要な技術等の指導を行って、これに従事する点訳奉仕員及び朗読（音訳）奉仕員を養成する。	420 障がい者支援課
遠隔手話通訳サービス事業	聴覚障がい者に対して、情報通信機器を活用した遠隔手話通訳サービスを提供する。	5,073 障がい者支援課

施策分野⑥

安心・安全

施策の概要

- 災害時の安全が確保されるよう、市町村における障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援する。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図る。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図る。

(1) 災害対策

- ① 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援
- ② 災害時の適切な避難支援体制の整備
- ③ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進

(2) 外出・移動支援

- ① 移動支援事業の充実
- ② 身体障害者補助犬の普及
- ③ ハートフルサポーターの育成
- ④ ハートフルパス制度の普及啓発
- ⑤ おでかけ安心トイレの普及

(3) 防犯

- ① 障がい者への安全対策
- ② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進
- ③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

(4) 障がい者の消費者トラブル防止

- ① 地域での見守りネットワーク構築支援
- ② 障がい者に対する消費者教育の推進

(5) 交流活動

- ① 「地域の縁がわ」の普及促進
- ② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
26	避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	—	25	25	55.6%	45
27	移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	人数	4,631	4,258	4,136	63.5%	6,516
28	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	1,600	2,032	2,063	108.6%	1,900 (H28年度末)
29	地域の縁がわ か所数	か所	443	542	542	108.4%	500 (H27年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
避難行動要支援者の避難支援計画（個別計画）の策定支援	災害時に自力での避難が困難な方（避難行動要支援者）について、各市町村で作成している避難行動要支援者名簿に基づいた避難支援計画（個別計画）の策定支援を行う。	0 健康福祉政策課
ハートフルサポーター等	高齢者や障がい者等と接する機会の多い事業者の職員を対象に、障がい者等の特性や対応方法についての研修を行う。	障がい者支援課
市町村地域生活支援事業	市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、地域生活支援事業に要する経費の一部を補助する。	216,529 障がい者支援課
身体障害者補助犬育成事業	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成団体に対し、育成に要する経費を助成する。	1,200 障がい者支援課
障がい者用駐車場利用証事業	県が交付基準を設定し、基準に該当する障がい者、高齢者、妊産婦等に対し、県内共通の利用証（ハートフルパス）を交付する。	5,066 障がい者支援課
ゆっぴー安心メール事業	各種犯罪情報や行方不明者情報等を携帯・パソコンメールの配信システムで、警察本部や各警察署からタイムリーに情報を発信する。	972 生活安全企画課
見守りネットワークの構築	障がいのある人など消費者被害に遭いやすい方々を地域で見守るネットワークを作る。（消費生活地域相談員、民生委員、地域包括支援センター、警察等）	721 消費生活課
消費者教育担い手育成事業	知的障がい者や支援者に対して研修などで情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図る。	508 消費生活課
地域の縁がわづくり推進・支援事業	子ども、高齢者、障がい者の誰もが集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」及び地域の縁がわに宿泊機能等を有した「地域ふれあいホーム」の普及促進を図る。	3,381 健康福祉政策課
地域の結びづくり推進・支援事業	小地域ネットワーク活動など地域住民が相互に支え合う活動の充実・強化に取り組む市町村及び市町村社協に対し支援等を行う。	2,151 健康福祉政策課
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	精神科医、臨床心理士、看護師、精神保健福祉士等で構成する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備に取り組む。	464 障がい者支援課
災害派遣精神医療チーム活動事業	保険料など災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に要する経費。	2,777 障がい者支援課
こころのケアセンター運営事業	熊本地震の被災者の心のケアを中長期的に行う「熊本こころのケアセンター」の設置・運営等に要する経費。	78,162 障がい者支援課

施策分野⑦

生活環境

施策の概要

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進する。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進める。

(1) 住宅・建築物

- ① 県有建築物の整備
- ② 民間建築物整備に対する支援
- ③ 広報活動及び研修会等による啓発
- ④ 公的賃貸住宅の整備
- ⑤ 住宅改造に対する支援
- ⑥ 障がい者の居住支援

(2) 道路・都市公園

- ① 歩道等の整備
- ② 都市公園の整備

(3) 旅客施設・公共交通機関

- ① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
30	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	81.7	86.5	86.5%	100
31	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,946	2,449	2,649	80.3%	3,300
32	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	22.5	25.5	25.5	63.8%	40.0
33	県が管理する道路のうち、歩道整備計画における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	64.2	73.7	76	84.4%	90.0
34	乗合バスのうちノンステップバスの割合*	%	15.7	32.1	32.1	107.0%	30.0

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円)
		担当課
熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業	ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援する。	2,750
		建築課
公営住宅ストック総合改善事業	公営住宅ストック総合改善事業の一環として、既設県営住宅のユニバーサルデザイン化を推進する。	448,434
		住宅課
熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業	重度の身体及び知的の障がい児（者）がいる世帯に対して、住宅改造に必要な経費を助成する市町村に助成費の1/2を補助する。	5,436
		障がい者支援課

事業名	事業内容	H29予算額 (千円) 担当課
UDやさしいまちづくり普及啓発事業	障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）やおでかけ安心トイレの普及をはじめ、UDを理念としたやさしいまちづくりを推進するための人材育成等を行う。	8,542 障がい者支援課
やさしい道づくり事業	障がいのある人のみならず、全ての人が円滑で安全に利用できる道路の整備を行う。	1,540,546 道路保全課
公園施設長寿命化対策支援事業	公園施設長寿命化計画に基づき、県営都市公園の老朽化した施設について、施設の改築・更新を行うとともに、バリアフリー化を推進する。	234,000 都市計画課
公共車両のユニバーサルデザイン化	地域公共交通確保維持改善事業補助金によるノンステップバス車両購入費補助（国庫）の活用等について、各バス事業者に対し導入の周知を行う。	— 交通政策課

施策分野⑧

差別の解消及び権利擁護の推進

施策の概要

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を進める。
- 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心のバリアフリー」を推進する。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組みを推進する。

(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進
- ② 障がい特性についての理解促進
- ③ 行政機関における合理的配慮の推進

(2) 障がい者虐待防止

- ① 障がい者虐待防止対策の強化

(3) 成年後見制度等

- ① 成年後見制度の利用促進
- ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (策定時)	H27年度末 実績	H28年度末 実績	達成 状況	H32年度末 (目標値)
35	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	37.9	36.3	39.5	79.0%	50.0

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H29予算額 (千円)
		担当課
障害者条例推進事業	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいのある人からの相談に応じるとともに、県民の理解を深めるための普及啓発を行う。	11,849
障害者虐待防止対策支援事業	虐待事案に対し迅速に対応するとともに、「熊本県障害者虐待防止連絡会議」の開催や障害福祉サービス事業所等を対象とした研修会を開催する。	1,399
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が低下した人が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う熊本県社会福祉協議会に助成する。	34,377
成年後見制度利用促進事業	市町村障がい福祉担当職員や障害福祉サービス事業所職員等の障がい福祉関係者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催する。	354

1 障がい当事者・家族団体との意見交換会について

本県では、毎年度、本県の障がい者施策の推進のため、県内の各障がい当事者・家族団体との意見交換会を実施しています。

今年度は、障がい者とその家族を取り巻く様々な社会情勢の変化に加え、熊本地震から一年が経った各団体の現状を把握し、第5期熊本県障がい者計画の中間見直しに生かすことを目的に開催しました。

2 対象団体：計34団体

3 開催時期：平成29年7月（6回に分けて開催）

※プランの分野別施策の構成に沿って整理しています。

	項目	主な内容
①	地域生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムについては、精神障がい者も安心して地域で生活できるように対応してほしい。 ○訪問介護のヘルパーや看護師等の人材確保・資質向上に取り組んでほしい。 ○入所者の高齢化に伴う重篤化への対応や、親亡き後の問題など、施設の検討課題となっている。
②	保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科医療に係る専門職のサポートを充実してほしい。 ○てんかんを診察できる医師の育成・確保に取り組んでほしい。
③	教育、文化芸術活動・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ○日中活動・就労の場だけでなく余暇の過ごし方にもサポートをお願いしたい。 ○小中学校のバリアフリー化が遅れているので対応をお願いしたい。
④	雇用・就業、経済的自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○作業所に通う障がい者の所得拡大に繋がる支援をお願いしたい。 ○日中活動の場が確保されれば心理的にも安定して生活を送ることができる。熊本地震を経験して就労の場の重要性を再認識した。 ○就労継続支援A型事業所が増えているが、事業所自体の障がいの理解が不足している点もあることから、研修等の運営支援の取組みの充実を図ってほしい。 ○難病患者は疾患に伴う症状の出方が様々で、企業の理解が得られないと雇用や就業の継続が困難であることから、理解促進の取組みをお願いしたい。
⑤	情報アクセシビリティ	<ul style="list-style-type: none"> ○内部障がいや難病の方など、外見から障がいがあるとは分かりにくい方々のためのヘルプカードへの取組みに期待している。実際に手助けや配慮されるようになるためには、認知度の向上が必要なので、県の積極的な周知をお願いしたい。 ○手話通訳者、要約筆者等のコミュニケーションを支援する人材の育成・確保に取り組んでほしい。 ○盲ろう者向けの通訳・介助者の派遣事業の充実をお願いしたい。

<p>⑥ 安心・安全</p>	<p><熊本地震関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がい者が避難するためには、家族と一緒に避難する必要があるため、福祉避難所や一般避難所内の福祉スペースでは家族も一緒にいられるようお願いしたい。 ○避難所となる施設（学校や公民館等）のバリアフリー改修をぜひ進めていただきたい。（スロープ、多目的トイレ、車椅子が動けるスペース等） ○避難所には、障がい者（オストメイト等）や高齢者にも対応したトイレの設置をお願いしたい。トイレが利用できなければ、避難所にいることができない。 ○在宅の精神障がい者は一般避難所にもいられなかったし、病院もいっばいで行き場に困ったケースがあった。 ○障がい者団体の自助・共助を後押しする体制作りをお願いしたい。 ○行政機関の震災対応・避難情報等についてはもっと視覚的に分かるように発信して行ってほしい。 ○避難所では口頭での指示や説明が多かったことから、理解できず戸惑った方が多く見られた。 ○避難所の運営側が、特別な支援が必要な人たちも避難者に含まれていることを認識し、それを意識した取組み、運営を検討していただきたい。 ○避難所では職員の方々がすぐにスペースを確保してくれるなど、対応や支援がとても親切で丁寧だったと感じた。 ○熊本学園大学は高齢者や障がい者を率先して受け入れる避難所を開設した。このような良い事例を積極的に発信してほしい。 ○支援が必要な障がい者の情報があるのにも関わらず、個人情報の問題で、障がい者団体などの支援者にうまく情報が伝わらなかった。災害時等には、県や市や団体等で必要な情報が共有できるような運用についてあらかじめ協議していきたい。 <p><熊本地震以外></p> <ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全の面では、災害対応だけでなく相模原障害者施設殺傷事件等、障がい者に関わる社会的影響が大きかった事件についても考慮してほしい。 ○ハートフルパス制度は、利用者が増えたことから必要な人が必要な時に利用できない状況になってきているので対応をお願いしたい。 ○障がい者が地域で安心して暮らせるよう、地域の方に障がいの事を理解してもらうような施策を充実させてほしい。 例えば、障がい児である自分の子どものことを地域の方に理解してもらう機会や、一人暮らしの精神障害者が地域で関係性を作れる機会などを設けてほしい。 ○現プランでは、家族に対する支援については、医療的ケアが必要な障がい児（者）の家族を支援することが施策の柱となっているように見えてしまうことから、障がいのある子どもがいるすべての家族を支援することが県の施策の柱となっていることを誰が見てもわかるような記載にしてほしい。 ○現プランの記載で、医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援について、「家族の支援のために特別支援学校に看護師を配置します」と見えるような記載がある。あくまで児童生徒の学ぶ権利を保障するために行う支援であることから、記載の見直しを検討してほしい。
----------------	---

⑦	生活環境	<p>○点字ブロックの上に看板等置かないよう見回って欲しい。</p> <p>○例えば、視覚障害がある場合は、押しボタン式信号機の押しボタンを探すことも困難だし、信号が青に変わったことも分からない。誰もが快適に暮らすことができるような施策を推進してほしい。</p> <p>○熊本地震の後に、家を探すこと自体が困難であったが、バリアフリー対応とあっても不十分で実際には住めないところも多かった。</p>
⑧	差別の解消及び権利擁護の推進	<p>○障がい者施策担当部署だけでなく、行政職員全体に広く理解が浸透するよう県でも研修を行うとともに、各市町村にも働きかけてほしい。</p> <p>○航空会社の車椅子利用者搭乗拒否の事件でわかるように、障がい者への国民の理解がまだまだ不足している。引き続き周知をお願いしたい。</p> <p>○小学校など、子どものうちから障がい者のことを教育に取り入れてほしい。</p> <p>○難病患者の就労においては社会的な偏見と申告のしづらさ、申告したことに伴う差別的な待遇に遭いやすい。</p>

4 参加団体（50音順）

アルコーリクス・アノニマス（アルコール依存当事者の会）
 一般社団法人熊本県精神障害者福祉会連合会
 一般財団法人熊本県ろう者福祉協会
 一般社団法人人工内耳友の会 ACITA 熊本県支部
 NPO 法人あゆみ
 NPO 法人熊本県断酒友の会
 NPO 法人熊本県難聴者中途失聴者協会
 NPO 法人ル・シエルくまもと
 ギャンブラーズ・アノニマス（ギャンブル依存当事者の会）
 熊本県肢体不自由児者父母の会連合会
 熊本県自閉症協会
 熊本県重症心身障害児（者）を守る会
 熊本県重度身体障害者福祉促進会
 熊本県障害児・者親の会連合会
 熊本県腎臓病患者連絡協議会
 熊本県精神障害者団体連合会
 熊本県知的障害者施設家族会連合会（きずなの会）
 熊本県天声会
 熊本県聴覚障害者（児）親の会
 熊本難病・疾病団体協議会
 くまもと発達支援親の会「めだか」
 熊本盲ろう者夢の会
 公益財団法人熊本県肢体不自由児協会
 公益社団法人日本オストミー協会熊本県支部
 公益社団法人日本てんかん協会熊本県支部
 社会福祉法人熊本県視覚障がい者福祉協会
 社会福祉法人熊本県身体障害者福祉団体連合会
 社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会
 障害者・児の生活を豊かにする会
 全国脊髄損傷者連合会熊本県支部
 特定非営利活動法人熊本すずらん会
 ナルコティクス・アノニマス（薬物依存当事者の会）
 日本ダウン症協会熊本支部
 ヒューマンネットワーク熊本

第 5 期障がい者計画 中間見直しの基本方針について

※障害者基本法第 1 1 条第 2 項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画として策定
 ※計画期間を平成 2 7 年度～平成 3 2 年度の 6 年間としており、平成 2 9 年度に中間見直しを行うこととしている。

1 プラン策定後の主な動き（社会情勢の変化）

- (1) 平成 2 8 年熊本地震の発生
- (2) 国の制度改正
 障害者差別解消法施行 (H28)、改正障害者雇用促進法施行 (H28、H30)、障害者基本計画策定 (H30)、
 改正児童福祉法施行 (H30)、改正障害者総合支援法施行 (H30)、自殺総合対策大綱改定 (H29) 等
- (3) 他の県計画との整合
 熊本復旧・復興 4 力年戦略策定 (H28)、熊本県地域医療構想策定 (H29. 3)、
 第 7 次熊本県保健医療計画策定 (H30)、高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画策定 (H30) 等
- (4) 社会的に影響のある出来事
 東京パラリンピックの開催 (H32)、相模原障害者施設殺傷事件 (H28)
- (5) 障がい者数の動向等

熊本県の障がい者手帳の交付者数の推移

(人)

H15	H20	H23	H24	H25	H26	H27	H28	直近5年間の増減 (H23→H28)	
108,997	120,089	124,747	126,674	128,486	128,612	128,547	127,784	3,037	2.4%

※県内の障がい者数は、近年はほぼ横ばいとなっている。

2 第 5 期障がい者計画の見直しの基本方針について（案）

- (1) 現計画の基本的な考え方を踏まえながら、計画策定後の重要な社会情勢の変化（平成 2 8 年熊本地震の発生等）に対応するため、必要な課題及び施策を追加記載する。

<例>

① 平成 2 8 年熊本地震を踏まえた災害対策関連記載の見直し

被災した障がい者福祉施設の復旧に対する支援、障がい特性に応じた支援（福祉避難所、物資の提供等）、被害状況・安否確認の迅速な把握、被災者の心のケア（こころのケアセンター、DPAT等）

② 国の制度改正に対応した見直し

障害者差別解消法の施行を踏まえた必要事項（不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供等）の追加記載 等

③ 他計画との整合を図るための見直し

第 7 次熊本県保健医療計画の改訂を踏まえた記載の見直し。
 （精神科分野における地域包括ケアシステムの構築等）

- (2) プラン上半期の目標達成状況等を検証し、目標の見直し又は追加記載を行う。
 プラン上半期における課題への対応状況及び数値目標等の進捗状況を検証し、新たな施策や数値目標の見直し等を行う。

現プラン

1 計画の基本的な考え方

I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

II 基本理念

- ◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
- ◆自らの選択・決定・参画の実現
- ◆安心していきいきと生活できる環境づくり

III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み
- 地域生活への移行支援・地域生活支援
- 家族に対する支援 ■障がい特性に配慮した支援

2 障がい者を取り巻く現状と課題

国の動向

- 障害者基本法改正（H23.8）
- 障害者総合支援法制定（H24.6）
- 障害者差別解消法制定（H25.6）
- ↓
- 障害者権利条約批准（H26.1）

障がい者の動向

- 県内の障害者手帳所持者数
H15：108,997
H25：128,486 } ・ ・ ・ 17.9%↑
- 県内の発達障がい者支援センター等への相談支援件数の増加

第4期熊本県障がい者計画（計画期間：H23年度～H26年度）の成果と課題

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み
- 地域生活への移行支援・地域生活支援
- 家族に対する支援（家族への支援（レスパイト・ケア）の充実等）
- 障がい特性に配慮した支援（災害時要介護者支援体制の充実等）

障がい者の二一ス

- 地域生活への移行のための施策の充実（グループホームの増設や障害福祉サービスの充実など。）
- 障がい者の就労促進のための施策の充実やきめ細かな支援
- 外出時の不便解消のための施策の充実（障がい者用のトイレや駐車場の整備など。）
- 障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動

中間見直し（案）

2 障がい者を取り巻く現状と課題（プラン策定後の動きを追加）

プランを策定した平成27年度以降の主な動き（現状と課題）を記載。

平成28年熊本地震の発生

- ・障がい特性に応じた支援（福祉避難所、物資の提供等）
- ・被害状況把握・安否確認の迅速な実施
- ・被災者の心のケア（こころのケアセンター、DPAT等）

国の制度改正等

- ・障害者差別解消法施行(H28)
- ・改正障害者雇用促進法施行(H28、H30)
- ・障害者基本計画(H30)
- ・改正児童福祉法施行(H30)
- ・改正障害者総合支援法施行(H30)
- ・自殺総合対策大綱改定(H29) 等

社会的影響のある出来事

- ・東京パラリンピックの開催（H32）
- ・相模原障害者施設殺傷事件(H28.7)

障がい者の動向

- ・手帳所持者数：127,784人（H29.3時点）
（H26年度末比99.4%→ほぼ横ばい）

他の県計画との整合

- ・熊本復旧・復興4カ年戦略（H28）
- ・熊本県地域医療構想（H29.3）
- ・第7次熊本県保健医療計画(H30)
- ・高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(H30) 等

追加記載

3 分野別施策

I 地域生活支援

II 保健・医療

III 教育、文化芸術活動・スポーツ

IV 雇用・就業、経済的自立の支援

V 情報アクセシビリティ

VI 安心・安全

VII 生活環境

VIII 差別の解消及び権利擁護の推進

プラン上半期の目標達成状況（数値目標の進捗状況）を踏まえた目標値の見直し

4 数値目標

3 分野別施策（新たな課題に対応する施策の追加）

<追加する施策の例>

地域移行支援・就労支援

- ・精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、関係機関との連携体制の整備や基盤整備により、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図る。
- ・障がい者の在宅就業への支援（障がい者の在宅就業支援体制を構築するためのモデル事業 等）

熊本地震からの復旧・復興

- ・被災した障がい者福祉施設の復旧に対する支援。
- ・災害時の適切な避難支援体制の整備（障がいのある人への配慮の充実。）
- ・被災者の心のケアを支援する施策の追加。 ・熊本県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の記載内容の充実。

やさしいまちづくりの推進

ヘルプマーク、ヘルプカードの導入と普及への取組み。

障害者差別解消法施行に関する記載の追加

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資する施策の推進。

東京パラリンピック開催に関する記載の具体化

障がい者の社会参加の促進につながるよう、東京パラリンピックに向けた優秀競技者の育成・強化などを支援。

追加記載

新たな施策を踏まえた数値目標の追加

4 数値目標（目標の見直し）

■第5期熊本県障がい者計画 中間見直し スケジュール（案）

